

建築物移動等円滑化基準チェックシート1の2（宿泊施設用） 【条例別表第1に掲げる建築物(宿泊施設)】

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 令和6年6月21日政令第221号）
条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和8年10月1日施行)

移動等円滑化経路とは？ (令第19条第1項)	1 道等から利用居室までの経路（一部の建築物※1は地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の上下の移動経路を除く） 2 利用居室（利用居室がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの経路 3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室がない場合は道等）までの経路 4 一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊または敷地にある部分のみ）
---------------------------	--

宿泊者特定経路とは？ (条例第38条の2第1項)	1 道等から一般客室までの経路※2） 2 車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路※2）
-----------------------------	---

- 車椅子使用者用客室は、利用居室であり、当該客室までの経路は移動等円滑化経路
- ・車椅子使用者用客室までの経路（移動等円滑化経路）⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準（移動等円滑化経路）」表
 - ・車椅子使用者用客室⇒チェックシート1の2「車椅子使用者用客室」表

建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)				
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック欄	車椅子使用者用客室		緩和措置
車椅子使用者用客室 令16	条	1	ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	
		2	客室の出入口の幅（開放時有効）85cm以上※3）	
		3	車椅子使用者用客室の便所はつぎに掲げるもの	1
		①	便所内に車椅子使用者用便房を設置※4）	
		②	車椅子使用者用便房および当該便房が設置されている便所の出入口幅（開放時有効）80cm以上	
		③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	車椅子使用者用客室の浴室またはシャワー室はつぎに掲げるもの	2
		①	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造※5）	
		②	出入口幅（開放時有効）80cm以上	
		③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	▶ 凡例 ○:適合、/ :対象なし、緩:緩和措置の適用			

- 一般客室※6）は、利用居室ではないため、当該客室までの経路は宿泊者特定経路
- ・一般客室までの経路（宿泊者特定経路）⇒チェックシート1の2「宿泊者特定経路を構成する建築物特定施設（宿泊者特定経路）」表
 - ・一般客室⇒チェックシート1の2「一般客室」表

宿泊者特定経路の付加する事項				
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック欄	宿泊者特定経路を構成する建築物特定施設（宿泊者特定経路）		緩和措置
段差の禁止 条例38の2①	条	1	宿泊者特定経路上には、階段または段を設けない（傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く。）	
傾斜路(屋内) 条例38の2	条	1	幅 120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
	条	2	勾配 1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）	
	条	3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	条	4	両側に側壁または立上りの設置	
	条	5	始点、終点到車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置	
エレベーター および昇降ロビー 条例38の2	条	1	各一般客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
	条	2	かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
	条	3	かごの奥行き115cm以上	
	条	4	乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上	
	条	5	かごおよび乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
	条	6	かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
	条	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
	条	8	かごおよび昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	3
特殊な構造または使用形態の昇降機 条例38の2	条	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック欄	一般客室		緩和措置
一般客室 (和室部分を除く) 条例38の2	条	1	客室の出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
	条	2	客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅≥75cm(客室面積<15㎡の場合は70cm)(開放時有効)	
	条	3	客室内には、階段または段を設けない。ただし、つぎに掲げる部分は除く。	
	条	①	メゾネット型客室で、廊下から客室に入る階以外の階の部分および当該階への移動に係る階段または段の部分	
	条	②	勾配1/12以下の傾斜路を併設された階段または段の部分	
	条	③	浴室等の内側で防水上必要な最低限の高低差	
	条	4	上記2の便所および浴室等の出入口に接する通路等の幅≥100cm(客室面積<15㎡の場合80cm)	
▶ 凡例 ○:適合、/ :対象なし、緩:緩和措置の適用				

- ※1 条例第37条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋等サービス業を営む店舗)
※2 移動等円滑化経路と重なる部分は、移動等円滑化経路が優先される
※3 客室の出入口は移動等円滑化経路に該当し、条例37条第1項第一号アが適用
※4 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
※5 国交省告示第1495号(浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造)
※6 一般客室とは、車椅子使用者用客室以外の各客室
※7 国交省「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)(平成30年度)」

緩和措置

- 1 バリアフリー令第16条第2項1号（同一階に不特定かつ多数者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合）
2 バリアフリー令第16条第2項2号（不特定かつ多数者が利用する車椅子使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合）
3 条例第37条第1項第4号(常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない)

- 全ての客室までの経路は、不特定多数の者が利用するため一般義務基準適合
- ・全ての客室までの経路⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）」表